

令和7年第6回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月11日（水）

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時15分

2. 早島町役場 2階 第一會議室

3. 出席委員

1番 高畠 正人

2番 栗坂 一郎

3番 林 正

4番 原 勝

5番 安原 輝夫

6番 日笠 太（会長）

7番 真鍋 和崇

8番 増田 利之

9番 佐藤 周二

10番 片岡 正夫

推進委員 佐藤 省三

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第4号 農地法第5条の規定による転用届出について

報告第5号 農地使用貸借解約通知について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 片山 理恵

書記 杉本 和也

書記 山崎 拓哉

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和7年第6回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員10名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によろしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、1番の高畠 正人委員、2番の栗坂 一郎委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第9号 農地法第3条（所有権の移転）許可申請についてを議題といたします。日程3の報告第5号 農地使用貸借解約通知についてと合わせて説明を求めます。なお、議案第9号について、3番 林 正委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【林委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

それでは、日程1の議案第9号の説明をさせていただきます。また、日程3の報告第5号も関連した案件ですので合わせて説明させていただきます。まず議案書6ページをご覧ください。農地の所在は前潟字久々原●●●番●、●●●番●、●●●番●、地目が田、面積が合計2888m²です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●番地の●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地の●● ●●さんであり、解約事由につきまして、合意解約となっており、解約引渡日は令和7年11月30日となっております。位置図はページ戻りまして3ページです。

続きまして、議案書2ページをご覧ください。議案第9号 農地法第3条（所有権

の移転) 許可申請についてでございますが、農地の所在等は先ほど説明いたしましたとおりです。譲渡人は早島町前潟●●●番地の●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●番地の●● ●●さんです。申請事由は、相手方の要望、譲受人は増反によるものとなっております。位置図は3ページとなります。

農地法上、貸借権に基づいて第三者が現に耕作する農地の所有権移転許可申請は認められませんが、所有権を取得しようとする者が1年以内に耕作することが可能となることが明らかな場合は、例外的に許可することができます。

この度は申請地を●●さんが現に耕作されていますが、先ほどの報告第5号のとおり、令和7年11月30日をもって解約され、1年以内に譲受人の●●さんが耕作可能となることが明らかであることから、不許可の例外規定を満たすものと判断いたしております。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 栗坂 一郎 委員からよろしくお願いします。

2番（栗坂 一郎君）

6月10日に現地確認を行いました。譲受人は昨年から新規就農で農業を始められたこともあり、現在管理されてる農地および今年借り入れた農地も現状確認に同じく行きました。その農地自体はもう綺麗に田植えができるような状態になっており、今回の譲り受けに関しては問題ないと思います。以上です

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

9番（佐藤 周二君）

さきほどの例外規定についてもう一度教えてください。

事務局（山崎 拓哉君）

農地法上、貸借権に基づいて第三者が現に耕作する農地の所有権移転許可申請は認められませんが、所有権を取得しようとする者が1年以内に耕作することが可能となることが明らかな場合は、例外的に許可することができます。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第9号については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第9号については許可されました。ここで、林委員の入室を認めます。

【林委員入室】

議長（日笠 太君）

続きまして、日程2の報告第4号 農地法第5条の規定による転用届出についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書4ページをご覧ください。報告第4号 農地法第5条の規定による転用届出についてでございますが、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字竿●●●番●、●●●番●、地目が田、面積が合計70m²です。譲渡人は神奈川県横浜市青葉区桂台●丁目●●番地●●の●● ●●さん、兵庫県姫路市嵐山町●●番地●●●●●●●●の●● ●●さん、滋賀県大津市西の庄●番●●—●●●号●●●●●●の●● ●●さんの3名です。譲受人は広島県広島市安佐北区亀山●—●●—●●の株式会社●●です。転用目的は露天駐車場用地で位置図は5ページになります。こちらについては市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりますので事務局長専決により書類を受理いたしております。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

議長（日笠 太君）

私の方から質問させて下さい。ここは10年ぐらい前から駐車場のような形にしていたと思うんですが、ここでお父さんが亡くなられたことが関係しているのかなと思っているのですが。

事務局（杉本 和也君）

相当以前から無届けで駐車場として使われていました。今回売買をするにあたってこの届出が出てきました。代理者には本来は事前に届け出でからになりますということは口頭にはなりますが指導はしております。

議長（日笠 太君）

普通はそうだと思うんだけど、いつの間にか車が増えていって、気にはしていたが普段あまり通らないところだから見逃していました。

それ以外に何かありますか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第4号を終わります。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書7ページをご覧ください。次回の農業委員会は7月11日、金曜日、10時からを予定しております。場所は早島町役場消防機庫2階の北会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和7年第6回早島町農業委員会を閉会いたします。

上記会議の次第は、事務局 山崎 拓哉の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。